

---

令和元年 第2回 築上町議会定例会会議録 (第4日)

令和元年6月13日 (木曜日)

---

**議事日程 (第4号)**

令和元年6月13日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

**出席議員 (12名)**

1番 宗 晶子君	2番 小林 和政君
3番 鞆野 希昭君	4番 池亀 豊君
5番 工藤 久司君	6番 宮下 久雄君
9番 田村 兼光君	10番 塩田 文男君
11番 武道 修司君	12番 丸山 年弘君
13番 田原 宗憲君	14番 信田 博見君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (2名)

---

事務局出席職員職氏名

局長 西田 哲幸君                      総務係長 城山 琴美君

---

**説明のため出席した者の職氏名**

町長 .....	新川 久三君	副町長 .....	八野 紘海君
会計管理者兼会計課長 .....			永野 賀子君
総務課長 .....	元島 信一君	財政課長 .....	椎野 満博君
企画振興課長 .....	種子 祐彦君	人権課長 .....	神崎 博子君
税務課長 .....	今富 義昭君	住民課長 .....	吉川 千保君

福祉課長	……………	首藤 裕幸君	産業課長	……………	鍛冶 孝広君
建設課長	……………	神崎 秀一君	都市政策課長	……………	竹本 信力君
上下水道課長	……………	福田 記久君	総合管理課長	……………	石井 紫君
環境課長	……………	武道 博君	学校教育課長	……………	野正 修司君
生涯学習課長	……………	古市 照雄君	監査事務局長	……………	横内 秀樹君

---

質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
工藤 久司	1. 通学路の安全について	①悲惨な事故で子どもの命が奪われている町の対策（指導）は
	2. 我が町の進む方向は	①何を護り、何を削るのか ②改革と発展
	3. 一連の不祥事について	①不祥事の内容は ②責任の所在は（決裁権は） ③今後の対策 ④処分の方法について
小林 和政	1. 不祥事について	①何が起きたか ②なぜ起きたか ③今後どうする 責任と再発防止策は 政治倫理条例は
	2. 庁舎建設について	①合併町の象徴となり、築上町発展に貢献するものになれるか ②問題点が残らないか

午前10時00分開議

○議長（田村 兼光君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（田村 兼光君） 日程第1、一般質問です。

発言は、昨日の続きの議員からとします。

なお、質問は前の質問席から行ってください。

また、答弁を行う者は、所属と氏名を告げて発言してください。

これより順番に発言を許します。

では、6番目に5番、工藤久司議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 皆さん、おはようございます。令和元年の第1回目の議会は、我々任期の最後の議会となり、本日私と小林議員の一般質問で質問は終わります。答弁に至りましては、簡潔、明瞭な答弁をいただき、実のある一般質問にしたいと思いますので、よろしくお願ひします。なお、町長私の質問に対して、いろいろ反問があるのであれば、反問権使っていただいて結構ですのでこれも冒頭にお伝えしたいと思います。

それでは、通告に基づきまして質問をさせていただきますが、まず1点目が通学路の安全についてということで、これは昨年12月にもちょっと質問させていただきました。それとは内容が異なりますが、12月の通学路の安全については、椎田小学校、築城小学校で季節によると、ちょうど冬の時期です。運転手と運転手から見る信号機がちょうど太陽とかぶって見にくいということで事故が起こったということで、国なり県なり改善の要望をしたらどうかという（ ）きょうはまた教育長が不在ということですので、担当課の課長、もしくは町長どしどしですねこの件についての意見を述べていただきたいと思います。

今回の質問は、最近起きている悲惨な子供を巻き込んだ事故という件で、過去滋賀県の大津ですか、園児の、スクールバスを待っている集団に飛び込んで亡くなったという悲惨な事故があります。我が町も、これは都会の話ではなくて、本当に起こりえる事故だと思っておりますし、やらなければいけないことというのは、やはり通学路の安全の点検、またそれ不安全であるんだったら、それをきちんと安全なものに確保していく。

それと、もう一つ大事なものは、通学に対する指導というのが二つセットで大切ではないかなと思います。そこで、こういう事件が起こった以降、まず通学路の安全を点検したのか、プラス学校等と協議をして、通学に対する指導が行われたのかの回答をお願いします。

○議長（田村 兼光君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課の野正でございます。

ただいまの御質問でございますが、不幸な事故が発生して心を痛めるところでございますが、その以降はですね点検等を行っておりません。昨年度に築上町通学路安全協議会というものがございまして、その中で通学路の合同点検を実施しておりますが、悲惨な事故以降については、点検はしておりません。

以上です。

指導でございますが、校長会等通じて、児童生徒の安全については注意するようには伝えているところであります。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 何ていうんでしょう、起こってからでは遅いということと、よく皆さん見ていると思うんですが、交差点とか信号機のある横断歩道、子供たちが待っている姿を見たときに、あそこに突っ込んでいるわけですよ。ですから、信号待ちをする待ち方の指導とか、そういうのってのやっぱりあるんじゃないかと思う。そのあたりは、私の提案ですので、そういうことを学校側に言うということでも少しでもそういう悲惨な事故から身を守れたらということとです。

それと今、コミュニティ・スクールをやっております。これこそコミュニティ・スクール、地域と学校それと保護者、一体となって取り組むべき案件だと思うんです。もう何年も前の話だから忘れちゃった。某教育長のときも私は提案をしたのは、やっぱり地域に見守り隊をつくったらどうかと、それはほかの市町村、今、朝と夕方の通学路に本当に立ってやっている保護者なり老人、老人というか高齢者だとか、若干そういう姿を見るのが見た形を教育長に伝えたつもりですが、我が町では、なかなかそういう見守りというのが、まだまだ浸透していないかなと思うんですが、今現在地域ぐるみで見守り隊をやっている地域があれば、課長、わかる範囲でお答え願います。

○議長（田村 兼光君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課の野正でございます。

見守りの取り組みについては、学校ごとに取り組みも違いますし、全ての学校、私ちょっと把握していないんですが、例えば八津田小なんかは通学の際に地域の方が一緒に登校してくれる話も聞いておりますし、上城井小等も同じようなことをやっていると聞いております。また、下校時にも見守りパトロールといいますか、そういうことをやっている地域もございまして、今後またコミュニティ・スクールの中でも学校に合ったといいますか、地域に実情に合わせたそういう協力をお願いしたいと考えています。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 地域でやっているところもあるのであれば、もう全体の町長、見守り隊というのは、ひとつの形としてできると思うんです。元気のいいシニアの方たくさんいます。ですから、そういう人たちに協力要請して、朝晩。通学の指導員さんは、曜日によっては各箇所に立って通学指導をしていただいているのを見ますが、よその地区は毎日だと思います。学校があるときには必ず出ているというイメージがあるので、それが町の資質というかレベルを、この町はやはりそういうところで子供の安全をしっかりと考えている町なんだな。またそれが悲惨な事故とか犯罪とかも防げる一つの要員になるのではないかな。

4月のいつだったかな、先週ぐらいの新聞に9歳の女の子をストーカー19歳の、築上郡って書いていましたけど、町長から報告がないということはうちの町ではない。ですから、そういうのも含めてですね、ただ子供を悲惨な事故から守るという観点だけではなくて、犯罪とかそういうものの抑止にもなると思います、町長。どうでしょう。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、学校運営協議会、そこで自主的な校長の提案に対してそこで判断をして実行するかどうかというのを、いろんな学校運営について、これが一応運営協議会、教育委員会のほうに教育総合会議の中で私が提案したら、教育委員さん、よしやってみようというふうなことで、2年前から全校で、全校でやっているというのは県下でもめずらしゅうございます。そういう活動の中でも、しかし学校によっては、課長がさっき言ったように地域の実情といますか、そういう形の中で、一番今積極的なのは八津田小学校だと思う。

先ほど課長も言っていましたけど、それはなぜかという、青パト隊ということで、公安委員会にパトロールカーに青い標識等をつけた申請をして、皆さんが交互にその標識をそれぞれの車につけて、放課後全て見守りをやっておるということで、順番にこれは行っておるそうでございますけど。こういう一つの形が、全部で皆さんが運営協議会の中でやろうじゃないかという、これは町から強制するもんでもございませぬし、それぞれ地域ぐるみで子育てやっていただきたいというふうな趣旨で発足をしていったのが学校運営協議会でございますし、それぞれ自分たちでできること、それを協議していただきながら、子供を育て守ると、そういう方法を地域と学校で連携しながらやっていくというのが基本方針でございますので、この方針に基づいて、それぞれ熱心な討議をして、それを実行に移していただくと。いい例があれば、またこれを参考に見習う、それぞれのトークも出てくるんじゃないかと思っております。

町のほうからは、ヒントといいますか、こういう事例がありますよとか、いろんな形で皆さんそれぞれ議論をしていただきながら、行動に移していただきたいということを申し上げているところです。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 地域ぐるみでやっていくために、コミュニティ・スクールというのが発足したと思うんですね。町長言われるように、県下でもうちだと各学校にコミュニティ・スクールがあるの、そういう取り組みをしているのはうちだけということであれば、そんなに難しいことだと思うんです。予算もじゃかかるだろうかっていったら、そんなに予算もかからない。何か（ ）ぐらいのものとか帽子で（ ）とかであれば、これはやはり早急町長にやるべき。

これは先ほど私言いましたけども、町の何ていうんですか、イメージというかそういうものをやはり上げる一つの方法ではないかと思うんです。そんなに難しいことを提案しているつもりもないし、第1次総合計画には子供の命を守りますという壮大なタイトルもついているわけですから、取り組みの一つとして、早急にやっていただきたいと思うし、学校におろすなり、地域におろすなりということで、これが一つコミュニティ・スクールの成果であれば、これで立派なものだと思います。町長の折り合いというか、（ ）はできないにしても、こういうことで皆さんお願いしますということをお願いすれば、すぐ実現するような話だと思いますので、そこら辺は町長のトップダウンというか、ぜひ協力をしていただけるような取り組みにしてください。よろしくをお願いします。

次に、2番目、我が町の進む方向、きのうもいろいろ同僚議員とも出ていました。私は何を護り、何を削るのか、2番目は改革と発展という、よくわかん、わかったようなわからない、何を護りの護りを何でうかんむりにせんやったかというところが、何か町長、察していると思う。

何を削るのか、もうまさにどこの地方自治体も遅いぐらいだと思っているんで、やはり護るものはしっかりと護っていくけども、何を削るか、もっと言えば言い方悪いけど何を捨てていくか、削っていくか捨てていくかということのすみ分けをきちんとなしないと、何もかも護れればいいんですけど、現実そういうわけにはいかないし、そういう観点から町長がこれもです。どういう方向というか、何を本当に護っていくか、そのためには何か削らないかんわけです。限られた財源の中で。

ですから、その道筋をしっかりと町長の口から、この議会で聞きたいなという。この質問、こんな質問4年間、自分の質問振り返ったら、もうこんな質問しかしていないです。結構多いです。どうするんか（ ）こんな質問しかしていないんで。

何でこんな質問し出したかって、やはり平成25、6年前、町が消滅しますよ。この中に不名誉なことにうちの町もこの中に入っていました。そのときも少し議論したと思うんですけど、町はなくなるよと、マスダさんに、私は抗議したい気持ちだった。それから何をやってきたのかというところが見えていないです。ですから、今回最後です。本当、何を削っていくのか、何

を護っていくのかということは今一度、聞きたいと思います。

ちなみに、このあいだみやこ町町長とちょっと話しました。みやこ町が、学校に関する取り組みとかを、どんと推し進めたって、町長、結構地域とかいろんなところから苦情とかあったんじゃないですかって町長が問うたら、町長は一言「いや、それをしなきゃ町が潰れるんだよ、工藤君」と言われたんです。こういうんだよと職員が、私も多少なりはそう思う、どうですか、それでああいう改革をしたんですね、それがこの2番目に改革ということで発展をしていくということの意味なんです。ですから、もう町長、学校のことばかり言うと、また前回もやったやないかと、ここは町長の方向転換も必要だろうししっかりと考え。

話は済みません、長くなりましたが、何を削ってそれを護っていきましょうということに対しての回答あればお願いします。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 一応、非常に難しい質問ですよ。何を護り何を削るかって、基本的には今やっている施設はできるだけ護っていかなければ、私はいかんだろうとっております。ただし、財源が問題になります。だから、財源が足りないという形になれば、それでやっぱりスクラップアンドビルドという政策をやっっていくざるを得ない形になります。

そういう形の中で、徐々に合併して今まで施設がありましたけれども、施設の統廃合といえますか、ようやく庁舎が建っている。例えばいろんな施設の統廃合、それから既存施設が今まで遊休施設になっておりましたけど、こういうものは、やはり少しずつもう廃止していくという形で、取り壊しの予算も大分上げさせていただいております。あと、その後何に使うかという形になれば、非常にまたこれ難しい形になろうと、遊休財産になる可能性もございますし、これはやはり本来なら企業あたりがきてもらえれば一番いいんだけど、なかなか一朝一夕には来てもらえないと。地域の实情、それから地理的な条件とかいろいろございますんで、あとは金のかからないような形で町政運営やっっていくというか、これがやっぱり非常に、スリム化も大事でございますけれども、スリム化ばかりやっても、これは住民生活に重大な支障を来すということで、予算があれば、住民に対してのいろんな、先ほどのうの武道議員の質問にも答えたとおりでありますが、安心・安全、それから豊かないわゆる町民生活という形の中では、やはり利便性こういうのも大事になる。だから、利便性といっても何もかもといたら財源がかかるんで、ここんどこ非常に難しい判断ではございますけれども、少しでも皆さんが不自由になく、きのうのコミュニティバスにしても、もうちょっと利便性ふやしてほしいと、いろんな要望出てきますけれども、財源的には今のところ精いっぱいではなかろうかなと思っております。

その形では、何を削るか削るものは財源、これしかないと思うんです。収入が減ってくれば支出を減らすと。それから、何を護りって、護りはやっぱり今総合計画に序列しておりますけど、



これも順位ありますけど、廃止するというのはほとんど今のところは、基本的にはさっき言った施設の統廃合は考え、ただし、小学校については地域のやはり疲弊が非常に廃止すれば、やっぱり地域振興の役割が学校がやっていると考えておりますので。

ただし10人未満になれば、小学校の統廃合の話は一応私も皆さんに提案しますよと、そこまでは当初から皆さんに申し渡しておりますんで、もし10人未満になるようなことがあれば統廃合、それからいろんな小学校の進むべき道というものは考えていただくと。それはでは安心して、やはり学校を存続させるという形で、私は現在やっていきたいというふうに考えておりますし。

そういうあと何を護るといのは、もう非常に、これやっぱり歴史、文化、これやっぱり築上町に非常に古くから開けているいろんな歴史文化ございます。そういう形の中で、こういうのは、やはり極力護っていきたくて思っておりますし、それから自然の豊かな築上町、これも基本的には緑豊かな築上町こういうものは護る、そのためには生きるためには生産活動が必要だということ、これも助長をしていかなければいけないという形になっておりますけれど、言うは簡単ですけど、するは非常に難しい問題がありますけれども、少しずつでも私は進展をさせていきたいとこのように考えているところでございまして、削るものというものは、あえてちょっと財源だけしか今言っておりますが、あとの部分はいらなくなったものは、これは廃止していくという形で、これも住民の皆さんのコンセンサスが必要だと考えておりますんで、そこんとこ御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 4年間同じ答弁をありがとうございます。ずっと4年間変わらず何の進展もなく、議会が終わるの、本当に残念で仕方ないという。よく言いますよね、一生懸命仕事をしていたら、アイデアとか知恵って出る。中途半端だといつもその愚痴ばかり。一番悪いのは、いい加減だと言いわげばかり。（ ）武田信玄の言葉の中にあるんです。

町のために、町長やっていることって、町のためなんです。町のためでもあり町民のため、これしかないわけ。いかにいい町にするか、住んでいただくのか、いいサービスを提供するのか、いろいろ子育てや勉強を含めたくさんありますけど、そういうもの住民サービスの低下がさせないようにするという。このために、削るものは削るという英断とかというのは、絶対に必要なんです。未来永劫、これが続くわけがないんです。なぜかという、町長今おっしゃったとおり、財源は少なく、国からの地方交付税も少なくなる。聞こうと思ひよったんですけどないんです。合併特例債ももう時期ですかね、終わり、もう終わりでしょ。ということは、今回は下がっているんじゃないかな、下がってくるんじゃないかなと思うんです。ですから、これってずっとわかっていたことじゃない。

ですから、わかっていたことなのにずっと4年間同じ答弁で、通してくるとやってきたということは、私にとっては納得できないし、ああ町長やったなというそれが、町民に対してこういうことをしたいからというものがあれば、私は地域も町民の人も絶対理解してくれると思うんです。ですから、何かを護らないかん、そのためには削らないかんというのは、これ当然なことで、削るばかりだと、皆さん不平不満はあるけど、これを護る者にきちんとよくいう幸福度というか、での提案、提供してあれば、全然理解してもらえenと思います。

ですから、そこはもっとう、何期目、4期目ですね、町長としてこの町をずっと長として運営してきたわけで、もう少しそこは、もう少しというか、もっと明確に示していただくことのほうが、町長にとっても評価されることだと思いますので、何を削る、これを機会に、もう1回、何を護ろう、何を削ろうというものをしっかりもう一度考え直していただくきっかけにしてほしいと思いますので、そのあたりはよろしくお願ひします。

それと、1点議案質疑で今回ビラパラと4施設の解体工事が、これ町長違った認識をされていて、私が紹介した人は、何もいらないからいただきたいという人だ。あれをよくしてくれ、これをよくしてくれ、条件が一切もない人だ。当時、町が払っていた管理費、年間四十数万円だと思ひ、これもその人が払うという条件でしたから、そういう人と知り合うことができたので、壊すのもったいない。そしたら当時田原町長のとき、田原町長が自分の政治の政策として建てたもの、それを補助金がなくなったから地域の、極楽寺の一定の成果を得たから廃止をして壊す、約5,000万です。もったいないですよ。ですから、そういう観点で、私は紹介したつもりですが、もうとりこわされるでしょう。5,000万という非常に大きな予算を使う、それに関しては、本当納得いかないけど、ときの流れというか、このまま維持管理費をずっとだらだらという考え方でしょう。そこはちょっと認識が違いますので、これだけはちょっと言っておきます。こういう方だったのに断ったんです、ということは町長認識してください。

最後のというかこの質問ですが、今後町長学校問題だけに限らず、先ほど言ったいろんな老朽化施設は、早急に計画立てているようですが、やっぱりスピード感持ってやるというのは大事だと。

きのうの同僚議員の質問にもありましたが、住宅施設きちんと管理をして、これを売り出すのかどうか、ほかにいろいろ政策あると思ひますけど、そういうものに遊休地をきちんと使うのかというのは、町長の政治として政策として必要なことだと思います。

最後に町長、町長が考える、一番うちの問題点というか、それに向けての課題、私はこうやっていきたいというの最後あれば答弁を。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、物質的な豊かさよりも心の豊かさ、これがやっぱり大事

にする町に、少しずつ私はなってきたりなど。今以上にまたこれを町民の皆さんでつくり上げていただくと、そういう町が私は一番いい町だと考えておりますので、そこんところ、また皆さんと一緒にまちづくりやっつけていきたいと思っております。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 言い忘れていました。何を削るの中に、総務課長にちょっとお答え願いたいんですけど、前回は数値化したほうがやりやすいんじゃないかと町長言いましたね。課を（ ）を数値化するちゅう、達成度を数値化するという。

そこで、前も中野課長にこれ聞いたことあるんですけど、今127億予算、これを1%削るということは可能ですか。そうすると1億捻出今の状況で可能ですか。財政課長でもいい。可能か可能じゃないかだけ。

○議長（田村 兼光君） 椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 財政課、椎野でございます。

予算の総額127億の1%、1億2,000万を削減可能かということでございますが、事業ごとの数値を見直していけば1億の削減は不可能ではないと考えております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 不可能を可能に、不可能じゃないというんだったら可能にして、これはやはり、各課がやっぱり目標数値とかをもったほうがやりやすいと思うんです。事業畑だけじゃないです。総務畑にしても、やはり見直すことがたくさんあると思いますので、そこは町長、財政課長の突然の質問に可能だろうということであれば、この可能な限り調整していただいて、この予算を町長の政策予算、また皆さんがこの議会で言ったいろんな提案に対するきっかけとか、これに対しての考える予算になるのであれば、ぜひ町長の指示でやっていただきたいと思っておりますので、よろしく。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 予算を減らすことは可能ですけど、ある程度予算というものはあくまでも予算ということで、用意をしておかなければ、いざというときには使えないと。あとは執行残で節約をしていくということで、毎年10億ぐらい、大体10億といえば七、八%になりますけれど、予算を残していつているというのは通常でございます、これを最初から削っておれば、いざというときに使えないという場合もございまして、そこんところは、一応物価とかそういうものを考慮しながら、やはり予算は予算で組んでおかなければいけないというのが現代の財政事情でございますし、そこんところは理解していただければ、あとは執行において、これも一番大きな執行はやっぱり工事関係が一番大きな執行になりますけど、補助金絡みでございまして、こ

れも1割執行しても3割とか4分の1とか、そういういわゆる予算の一般財源の節約という形になりますので、そういうのを理解していただければお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） そうですね、そのとおりで、やはり使う方の知恵とアイデアでそういうことができるということで、一生懸命やるとそういう知恵が出るんです。そのとおりやっ  
ていこうとなると、予算が足りんわ、愚痴ばかりしか出ないということです。

ですから、一生懸命やるためにはどうしたらいいかというと、各課で目標を持つ、しっかり目標を持ってそれに向かっていくということです。町長、そういう気持ちはあるようですので、ぜひそういう予算を正しくかつ少しでも無駄のないようにやっていただきたいということをお願いして、次の質問に。

我が町の不祥事について。内容は、一連の不祥事と書かせていただいた一つの理由は、いつやったかな、4月の2日にどこの新聞かは忘れました。この課長が処分をされた内容と一緒に係長が戒告処分という、そういう報道があったんですね。何なんだろうと思ひまして、この新聞の内容は、町長宛てにきた手紙かなんかを自分が隠していたみたいなの、こんな内容だったんです。ですから、町長宛てにきた手紙を隠していたら、戒告処分になるんだなとちょっと思ったんです。

今までも、いろんな不祥事というかありましたよね。何度かうちにも不祥事のものがきたり、不祥事というか、来たらいけないものが来たりとかというなことがあったので、大分指摘をさせてもらって、最近は何れも戒告処分、懲戒処分みたいなものはないようなことでしたが、ちょっと内容、これ本当に戒告処分というので、正しい、ここだけちょっと。

○議長（田村 兼光君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。工藤議員さんの御質問についてお答えいたします。

戒告処分につきましては、平成31年3月28日付で、工藤議員さんおっしゃられたとおり、係長級の職員1名戒告処分いたしました。そして、ホームページ並びに記者クラブのほうに報道発表ということで行ったところでございます。

内容につきましては、今工藤議員さんおっしゃられたように、町長宛てにきた文書を本来であれば、役場の業務といたしましては受け付けをいたしまして、係長、課長補佐、副町長、町長まで決裁をいただいて、その分に対しまして回答等の分の申し出があれば回答するというのが事務の流れでございますが、その方につきましては、町長に対して意見を手紙が来まして、町長の回答を求めていた手紙でございます。その分に対しまして、また二、三度町長からの回答がないということで、町長宛てに文書が来まして。それで初めて、こういう文書が町長に来たというのが、

私ども初めて知った次第でございます。この関係で、今回戒告の処分いたしました。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） ここでちょっと不思議なのが、今回の事件があって、今まさに公判中で、きのうの池亀議員の質問にも公判中であるから内容については控えさせていただく、それはその通りであろう。その通りで、ただし、がありまして、これは本当に課長の責任だったのか、それと今言った、係長が手紙を隠していたことは、当然処分の対象になるんでしょうけど、これは戒告処分間違いありません。

だったら、元島課長を前にして言うのは、課長の監督責任である。要するに部下がそういうことをしたら、普通は連座性という（ ）ますよ。課長はどんな処分。

○議長（田村 兼光君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

私につきましては、今回懲戒処分等の分は受けておりません。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） まさに、今のうちの町の体質。この事件も内容は私もよくわかりませんが、罪状を見ると官制談合防止法違反という新聞記事ではそう書いてあります。

要するに、職員と議員と業者さんが3人で言い方悪いが相談をして、8億も入札をやったという前代未聞なような気がします。

今回の議案の第55号ですね、町長、副町長の処分の条例出ています。理由の中に、ちょっと目を疑った。「本町職員の不祥事、責任者として町の信用を傷つけ、町民の信頼を損ねた、担当責任を明らかに影響する」じゃあそのそれで明らかになるものなのか、監督責任はこれでまた信頼が町民から受けられるものなのか、町の信頼は回復できるものなのかということ、丸っきり逆です。今皆さん、次の選挙に向かって回っていると言われていると思います。「恥ずかしいね、恥ずかしいね、築上町」という言葉が多いね、町長、らしい。これは本当にこの3人で答弁できなければできなくて、3名が相談をしてできたことなんで、できることなんですか、このあたり回答できますか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 新聞発表によれば、今、工藤議員が言ったとおりだと。3名ではなくて、2名対2名という形になり、真ん中にとって1名、だから業者側と職員は全く関係していないと、私はこれは信じておる、そこぐらいまでは言えると思いますけど。

一応議員とそれから業者、議員と職員とそういう間柄であったという新聞報道、これは事実か

なという形でしておりますが、あとのことは我々としては全くわからないということでございますので、あとのうも申したとおり、裁判中ですので、この件については、コメントは差し控えさせていただきます。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） いずれにせよ、8億のそういう入札の条件の便宜を図ったという内容だ。これって本当にできるんだろかという職員の皆さんに聞きたいぐらいなんですけど。特に、事業畑に携わっている職員さんは、今回のこの事件の物すごく何ていうんだろ、足かせになるというか、物すごく何かびくびくというか、なっているような、なりかねないと思うんです。この責任の所在とこの責任というのが物すごく、私は今回の事件、全然一課長に押しつけた、（ ）というふうに私はとっている。

もう一つここに、決裁権という、決裁は間違いなく町長、副町長が押すんじゃないんですか。これじゃないですか。僕はそうふうに認識していますが、どこの会社も課長が提案しても、最終的決裁置くのは社長なりだと思うんです。そのあたり、決裁権というものはどうなっている。

○議長（田村 兼光君） （ ）。

○副町長（八野 紘海君） 決裁権というどういう内容か意味わかりませんが、この工事に関しては条件つき一般競争入札でかけた入札でございまして、その条件つきに内容については、原課起案で指名委員会で検討して、いいものができるような形で、この工事についてはどういう要旨で何点以上のもので入札を参加しなさいということですので、その後決裁権どうのこの事件の内容について、決裁権取り調べをしたわけでもないし、町議に聞いたわけでもないし職員に聞いたわけでもないで、決裁権云々というのは、ただ競争入札かけた部分についての決裁権だけしかありません。

○議長（田村 兼光君） 町長もういい。新川町長。

○町長（新川 久三君） 決裁権ということですね、事務の流れとしては、原課でいわゆる原案をつくって、それを指名審査委員会に提案すると。指名審査委員会も妥当だという形で、最終的には私が印鑑を押して、あとは執行していくという形になります。

この過程においては、何ら我々としては、そういう事件性はなかったものと当時考えておりましたので、それはそれでちゃんとした決裁をして執行したという形になります。それが後になって、検察の立証によって、起訴までされておるという形になっておるところでございます。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 決裁をつくという責任というのは、町長、副町長もちょっと甘いんじゃない。これはついてきたから押した、こんな事件が起こったわけです。そうでしょ。だって、町長、副町長の決裁の印鑑がなかったら、この一般競争入札は行われなかったわけ。

要は、副町長が言うように、課長から上がってきたからこれでいいだろう、押した、でもそれがこういう事件性になったという話ですよ。だから私たちには責任がありませんて聞こえます。町長、副町長の責任ちゃそういうもんのかなという私はそう思っている。こんなもんなんですよ。

もう一つ、これはもう今言ってもそうだろう、そうだろうという話になる、一番今回疑問というか悲しいのは、職員を守れなかった、職員を守れなかったやない、職員まさに公判中で起訴されておるんです。日本の裁判上、起訴されたら99%有罪です。ということは、この職員が恐らく懲戒免職になる。懲戒免職になるということは、その職員の、わからないですよ家族、( ) ずっとそうなるわけです。

ですから、決裁権に関しては、今副町長が言ったように町長が言うように、自分たちはちゃんと確認をして押したと、それはそれでいいでしょう。結局、課長が全部橋渡しみたいになって、こういう罪を着せられて、まさに今こういう状況になる。守れなかった責任はどうなる、守ってやれんやっただです。ここは、今の決裁権云々じゃなくて、あなたたちの一番大事な仕事やないですか。職員を守る、そんな常識でしょう。守らなかったって言えば、まさにそういうところに対しては、町長どう思われますか。

○議長(田村 兼光君) 新川町長。

○町長(新川 久三君) 基本的には、きのうも申したとおり、倫理の問題ということで、基本的にはいつも厳しく政倫、これは町長初め、議員の皆さんがちゃんと果たすべき責任なんです、これ。これ政倫守れなかったのは議員、職員倫理条例を守れなくて僕らに報告しなかった、報告というか、そういう接触があったんで、こういう話を持ってくればいいんですけど、なかなか持ってこなかったという形になれば、職員倫理条例によって、これも職員が倫理に違反したという形になります、実際。とにかく報告義務というものが、全てすべきであるというふうに考えておりますが、そこまでは我々としては、まだ言及できるんですけども、あとのことは、守る、守らんと、じゃあ工藤議員はちょっと反問権します。あなただったらどうして守ります。

○議長(田村 兼光君) 工藤議員。

○議員(5番 工藤 久司君) 当事者ではないので明確には答えられないですけど、これ余り言いたくないか。要するにこういう体制やったわけ、そういう体質やった、間違いなく。いろいろ四の五の言いませんけど、言ったら証拠あるんかってなる。言わないけども、そういう体質だったからこそこういう事件で起こるに決まっているやないですか。あなたたちの体質ですよ、これ、町の体質です。

じゃあ、亡くなった議員を言うのも何だけでも、これだけだったのかという話はみんな言いよるわけです。たまたま出てきた話だろって。私ならどうするかって、体質を改善すべきだろう

し、そのために何か遅らせながら、何か不当要求の何とかって条例を出したり、恐らくそんなのあったからでしょ。だからそうしたんでしょ。それまでは何もなかったやない。ということは、そういう体質やった。ようやく不当要求に対する条例をつくったけど、もうその前の事件なんですわね、これ。

私ならどうするかと言ったら、町長、体質を変えましょうよ。体質を変えて、やはりきちんとした、職員に対してもそうですし、自らもそういう圧力に負けない、そういう強い気持ちでこういう意見は述べて行ってほしいです。

ただ、本当に町長、これ職員を守れなかった（ ）裁判の結審はついていないけど、皆さん、どうですか。皆さんどう思いますか。皆さん言った、職員かわいそうだなって、職員は一生懸命仕事していたのに、あるいはこういう形で懲戒免職になるのかと思っている職員の方は、先ほど私が言った質問に、仕事しないほうが良いというふうな話になってしまうので、それは言いません。一生懸命仕事してください。ただし、町長、副町長きちんと守ってやるという後ろ盾を職員にしっかり示してください。そしたら体質は改善できるんじゃないか。

○議長（田村 兼光君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 職員守れなかった、そういう条例が事件の後できたんじゃないかなかなという意見でございますけど、その前から私月1回の定例会とか、町議が、課長会議が月2回ありますし、そのたびにいろんな要求が出ておりました。指名に関する要求だの（ ）意見がありました。その都度課長さんたちにはペーパーあれば持って来いと、それでもって来たら、私は速やかに警察のほうに報告をして、記録に残して警察に持って行くということで、私は常々いろんな形で私のほうに矢じゃないけど飛んできていました。議員さんもおおと思いますけど、その都度私は調査機関のほうに報告をしておりましたし、職員についてもそういう形で捜査の機関に報告しているので、心配しなくていいから言われたことについてはペーパーで持って来いと出してこいと、口頭じゃ私が忘れることがありますので、いつ何月何日何時こういう形でこういうことを言われていましたということをペーパーで持って来い。そのペーパーが来れば、私が捜査課のほうへまっすぐいきますよということは、常々言っておりましたけど、今回の件に関しては、別件でペーパー来ましたけど、本人からはそういうペーパーは上がってこなかったということでございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 次に、小林議員も待っていますので、最後に、町長が言うのは、十分職員理解できていると思うんですけど、やはり議会議員から、やはり圧力をかけられたりすると、やはり職員とすれば、そこはやっぱり強く反発し切る職員と、やはりいると思うんです。



ですから職員の配置とかでも、やはりしっかり考えてやらないといけないと思うんです。強い職員もおれば弱い職員もいます、これどうなっているのか、こうなっているのかで言ったら、こうなっていますという職員もおるかもしれない。

ですからそこは今、町長も副町長も、やっぱり私のところに言ってきなさいと、このたび司法にこういうするからということだったので、職員は安心して仕事をしていただく。ただ、今回のこの事件に関して、全然町長、副町長の私自身の疑念というか、責任が晴れたとは思っていません。

ですから、今後も機会があればというか、もう少し、裁判の結審が出れば、この後に議会としても何らかの動きをして、中身を調査する、そういう気持ちもないことはないので、そこはまた次の機会に、もしここで登壇ができれば、やっていきたいなと思いますので、町長あと任期、先ほどはいろいろる説明というか聞きましたけど、しっかり町のために頑張ってください。

以上で終わります。

.....

○議長（田村 兼光君）（ ）。

午前10時52分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（田村 兼光君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番目 **2番小林和政議員**。

○議員（2番 小林 和政君） 最後になりました、よろしくお願いします。

3月9日に、課長が逮捕されました。翌日の新聞にこの逮捕の記事が載っておるときの町長のコメントは、きのうも池亀議員が紹介しておりましたけど、「寝耳に水であった、遺憾である、職員に抗議の声の（ ）」こういうようなことが新聞（ ）。

そして、4月の広報ちくじょうでは、町長がおわびを申しています。その中で、この事件の内容について、死亡した元町議からの働きかけで、入札参加条件を厳しく設定した疑いで起訴された。今後の推移を見守りますというような内容と、ほぼ同じ時期にホームページ上でも同じような内容がありますし、「処分として休職という形で、総務課付になります」というホームページ上にの記載があります。

今まで町長は何らかの形で表に出した内容を私はこれだけしか耳にしていらないんです。そして、今度の議会で単独責任として、町長、副町長の2カ月分の20%の減額の議案が出ています。これは、当日お尋ねしましたところ、おわびの印の意味ですという。

私はまだ今でもこれで幕を引こうとしておるのではないかと。裁判が終わっていないから、裁判

が終わった段階で刑が確定する、この時点で懲戒免職にして一切終わりという形に持っていく過程ではないかというふうに思ったんですが、そうではありませんか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 終わりとか何とか、そういう感じではございませんけど、おわびという。それから今、懲戒免職という裁判が終わった時点で懲戒免職という形になると、今話をしましたが、地方公務員法上、禁固以上の刑に処すれば、これは自動的に失職をすところいう法律になっております。ただし、有罪であっても、禁固未満というか罰金刑しかないと思いますけど、こういう形になれば、これはまた復職の可能性もあるということも、これはあるわけでございますけども、これは懲戒基準に照らし合いながら、このときは懲戒処分という、いわゆる有罪刑になったという形になれば、無罪であれば当然即座に復職という形になるわけでございますし、これ以上のことは、裁判の関係上、一応私のコメントは差し控えさせていただきます。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） いろんな可能性があるとは思いますが、この不祥事の内容については、極めて重大であるものと考えております、私も。だから、到底町長おっしゃるように、軽い処分で済むような内容ではないが、後から申し上げますけれども、極めて厳しい処分を受けるべき内容だと、起こした犯罪の内容が。その内容について、具体的な内容を少し確認しなければ、新聞記事も当てにならない、確認しようにも裁判中だから確認できないということです。事実をきちんと確認しておきたい。今確認できるものについては、答弁いただきたい。

まず、今回逮捕された案件は、し尿処理場の工事の関係で、これは入札が28年の7月19日、もうほぼ3年前です。19日に入札が実施された。この入札に関して、いろんな問題があった、それによる逮捕ですよ。ということは、この入札の前の段階で町議が課長に働きかけて、特別な条件になるようにさせたということになっています。これは事実なんですか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 一応、警察、検察の調査では、起訴したという形になれば、これが今のところは、もう新聞紙上しか私も把握はできておりませんが、本人から話を聞いたわけでもないし、そこんところは新聞、それからテレビ等々の報道という形で、今のところは、これが事実だという形で、あとは裁判がどのような判断をしますかという形になろうかと思います。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） 恐らくそういう答えになります。これ小さいことを聞いてもそういう答弁しか出らんとしますので、ちょっと具体的にお尋ねします。

新聞の記事の中に、ちょっといつか忘れちゃったけど、要するに逮捕された後の話ですが、課長が部下の提案した入札参加資格に対する提案した、こういう条件でどうですかと提案して出した。

それについては、何回もしつこく直せ、直せということで、こういう条件に合わせろというような指示をしたというような内容の新聞記事になっていました。これは確認しています。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 直接もう一応逮捕、それから調査中だったんで確認は一切しておりません。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） この逮捕した課長以外にも部下に何回も指導したというような指示したというような内容の新聞記事になっていました。これは、おるわけでしょ。課長がおらんでも。この事実確認は、されていない。されていないということは、この事実はあったかなかったかわからんちゅうことですね。じゃあ、こういうふうに具体的に答えられないのであるならば、町長お尋ねしますが、この関係で課長以外に、警察なり検察に呼ばれて事情を聞かれた職員がおりますか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 複数おりますけれども、これも公表はできません。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） 公表はいりません。複数おるということは、複数の関係者がおつて、その人たちの話が警察に聞かれておるということは事実ですね、これは（ ）でいいですよ。どうですか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 検察が調書をとっておれば、その調書はどういう調書なのか私わかりませんので、事実かどうかちゅうのは、私は判断できません。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） 要するに、もうはっきり言います。これ部下がおつて、この部下が起案書を出した。係長なり課長補佐、課長が確認して判をついて、先ほど副町長言っていましたように、この起案書に対していいか悪いかを判断して、指名委員会でよいこうとするふうになる。その前の段階の話ですよ。ということは、あなたたちは、出てきた書類を見た。そうでしょ。出てきた書類を見て、これで大丈夫という判断をされて検印をつかれた、こうでしょ、どうですか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） そのとおりでございます。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） ということは、あなたたちが確認された書類については、部下が

何回も起案をやり直させられて出た、その書類であるということは新聞記事によって、今わかっておるわけです。こういう職員は、実際そこにおるはずでしょうが。この職員の事情もまだ聞かれていないということでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 一応これ事件になっておるんで、そこまでの調書をとっておるという形で、我々としては関与すべきでない、このように考えている。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） これが、工藤さんもさっき言っていましたけど、体質なんです。消防の関係言いたくなかったんだけど申し上げます。消防の関係も誰か責任とりましたか。処分を受けたのは理事が年間3万か4万ぐらいの報酬を辞退したのかな、返上した、そしてその当時の課長級が減給1割やなんかを1カ月か2カ月でした。これだけのことです。あとは警察に任せられています。今、どういう処分になっているか、ほぼけりがついているようですから、そのことに関しては深く申しませんが、内容は警察を口実に自分たちの責任あるいは自分たちがせんにゃならん仕事をやっていない。先ほど、部下を守るというような話を工藤委員からされていました。部下を守る以前に悪かったら処分すべきです。だけどその事実はしっかり確認できるところはやるべきとは思っていませんか。

○議長（田村 兼光君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 確認をするちゅても、その当事者はうちの職員もそうですし、町議もそうですし、相手方もおります。全部呼んで、我々が捜査機関でもないし、それいちいち呼んで調査をするということは、それは不可能です。それ以上のことを聞くのであれば、もう少し裁判の中で起訴状というのが多分あると思います。それを弁護士を通じて起訴状をとって、きちんとそこを見ていただければわかるんじゃないかなと思っています。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） 私が申し上げておるのは、業務の中で、今現在この事実が、起訴されたことが確定しておるわけです。その起訴の内容の中にこういう記事が出てきた、こういう事実が本当にあるかどうか、これをきちんと確認するのは、あなたたちの責任やないか、私はこう思っています。事実を確認した上で、将来に備えるべきだと。これが監督責任のある人たちのやることでないかと私は思っています。ところがあなた方は思っていないだろう。だからやっていない。それでもいいでしょ、あなたたちの責任だから。

私は、恐らくほかの何を聞いてもそういうふうに答弁されるんでしょうよ。だから、今、新聞記事だけで申しわけないけども、この入札の参加条件を厳しくする、厳しくするということによ

って、当初10社以上も希望する業者がおったのは、2社になってしまった実際、入札に参加したのは。こういう事実が新聞記事になっています。この2社のうちの1社も、御存じのように経過がありました。これ事実かどうか、あなたたちに聞いても、私たちは知らんと言うでしょう。だけど、この内容についてお尋ねしてもそういうことになるでしょうから、ほかの方向からお尋ねします。

実際、これで28年の7月19日の入札で、九電工とフソウ九州支店、この2つが入札して、落札率が94.8%ということで、落札が出ています。そして、新聞記事によります、これも、これは起訴までいっているから、ほぼ事実だろうと思いますが、町議側には800万円の、800万円ちょっと考えてみてください。我々議員の2年以上のお金です。この金がわたった。そしてもう1個のフソウのほうには1,000万円という形が利益還元されていたという事実は、新聞に出ています。住民の方は皆知っています、新聞見えていますから。これについて、何の事実も私たちはわかりません。答えられません。裁判中ですからという理由で。あなたたちは監督責任だけとります、これが通用する、それを信用する住民がおりますか。

私ははっきり申し上げます。あなたたちは、監督責任をとる必要はない。なぜか、監督する能力がないから。要するに監督者でおるべき資格がない、私はそう申し上げます。こういうこの案件は、入札に関して極めて大きな問題が出ておる。うちの町の入札を根底から覆すような事実が新聞記事にはなっています。これでいいですか、このまま置いといて、今の気持ちこのままで裁判待つので、また後にやるべきだと考えておられるんですね。

○議長（田村 兼光君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） これ入札の方法はいろいろありましようけど、今の町の場合は条件つき一般競争入札でよりよいものをつくるという形で今やっております。その後発注して、その後のことは、今言ったように捜査機関が今調査して、起訴状にまとめておりますし、我々も全部データ持って行かれて、データというか書類を全部持って行っておりますし、我々が九電工の職員を呼び町議を呼び職員を呼び云々というのは、そりゃ到底不可能です。それを小林議員でしたらやられるのかもわかりませんが、どうぞやっていただけたらいいと思います。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） 私がそれどこで言いましたか。私は現在おる職員についての確認さえしていないやないかとか言いよるだけやないですか。私（ ）とことん調べ、それを調べるなら百条の委員会つくってやらなしょうがないです。

ただ、この案件が入札の根本を壊してしもうたんです。3年、もう28年の7月19日ですから、もう3年前です。3年前の案件が今ごろになって出てきているわけです。ということは、

3年前の工事でこういう内容、議員の働きかけで課長が独断で条件を変えて、極めて特別な会社に有利になるような参加条件をつくって、それを認めさせて、実際新聞記事にも町長に決定させてというようなことが載っていましたけど。こういうような案件がこれなんです。結果的にはものできています。ということは九電工にうちの町が7億、8億近く払った、その中の一部800万円が議員にわたり、1,000万円がこっちの企業に、そしてきちんと仕事ができ、こういう形。3年前のものが今になって事実として出てきた。この後の問題があります、まだ。この後の問題も、3年たってから出てくる危険性があるわけでしょうが。

だから、このときの経験をきちんと調べて、こういうふうのあるから、再発防止はこういうふうにやらないけんのだというような形をつくり上げるのが、あなたたちの責任と私は思っています。消防の関係でもどうでしょうか。再発防止策というの、何もないんです。お金を整備すればいいというの、結論。これはこれで決めたんならしょうがない、それは余り言うつもりありませんけども、そういう例にならって、まだうちの次のこんな全国的にこんな例がないような、初めてというていいような問題、不祥事が発生することが、もう1回起こったら、うちの町終わりでしょうが。違いますか。

今の時点では、うちの町の信用というのは、極めて、もちろん行政だけじゃないですよ、議会も含んでです。だから、我々もそれについて反省せなならんことが多いから、わかるときにはつきりしちよけというふうに私たちは言いよるわけです。もし、この次に何らかの案件で、もし出てくるようなことがあったら大変なことになります、この時点で対応しないと。この次に、この後にできた工事は、保育園があります、中学があります。それから、ありますよ、まだこれから庁舎やな、庁舎もあります、八津田小学校だ。

こういう中で、この案件が成功事例として、これに近い人たちは、こういうことをやる人、やるのに近い人たちは、成功事例として頭にあったはずですよ。あった人たちがその後の工事になんらかの関与をしてきた可能性は、全く否定できないと思いますがいかがですか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 予想はちょっとできませんけど、いわゆる政治倫理、先ほどの工藤議員のとき申しましたが、政治倫理条例と職員倫理条例、これをやっぱり双方が守っていくという形で、これをやっぱりやぶったときは、職員はこれも当然懲戒、もしくはいろんな承認対象になるというふうな形になろうかと思しますので、これだけは職員に話をし、今までもまいっております。今までもまいっております実際、事件発覚してから。

あとは入札の方法という形になれば、これはこれで今までどおりしかやりようがないんです。基本的には。だから、これをあといかにスムーズに持っていくかという形の中で、そして私が今目指している、最初から目指しているのは、心と体の健康と、心の健康というのは、こういう事

件を起こさないことが心の健康と、このような形で、モットーに仕事を私に任せてきておりますんで、それを町民の皆さんも協力していただくと、これしかないと思います。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） おっしゃるとおり、私もそう思うんです。だから町長は、そういう動きを認めるとは言いませんが、黙認するような動きがあったとしたら、これとんでもないことですよ、私は黙認できませんけ、どんどん言いますよ、言わな。

かつてからこういう案件の話というのは、たびたび出ています。出ていますというのは、正式な形じゃなくて、いろんな話出てきます。一つ例を申し上げますと、前回の委員会のときに庁舎の建設についての中で、私は1年ぐらい前に現在の契約者の名前を聞いておったということ申し上げます。1年ぐらい前から前でも、こんな話が出てくることはある。我々もこういうところで表に出せん、新聞に出てこんど。だから、そんな話をいっぱい耳にした上で申し上げています。

12月には、私は非常に失礼な言い方かと思ったけども、腐ったという言葉を使わせてもらった。あの時は具体的には申し上げなかったけども、こういう内容は耳にありました。聞いてはおりました。事実であるかどうかは確認はとれていない。ところがこんな話が実際に出てくる。だから、私が腐ったということを申し上げた時点で、何とか反省するような形が起こるかなと思うんだけど、やっぱり出てきた。

だから、私たちもある程度気を使って、申しわけないけど気を使って発言をしています。言われるところはどこまでかちゅうことを考えて言っていて、言われんことは心に置いておくつもりでありますけども、そういうことは現実には後になって出る。

もう1個申し上げます。これはあえて申し上げましたけども、この席で職員の採用に役場が何百万、消防署が何百万という話があるが、30年前の話じゃないかということで、私は蹴ったという話をしたことがある。現実には10月には100万円という問題になりました。後に。

だから、こういう話が、私はこの後の工事に関しても出てくる危険性があるじゃないか。だから、こういう問題が出たときに、きちんとした対処していないと、こん次出たらもうしまいですよ。あなたたちがしまいなだけやない。築上町自体がしまいになります。私らもちろん。

そうならんようにするためにどうすればいいかと思って必死で私は申し上げる。ところが、私に百条つくってやれと副町長おっしゃるように、私は今回までの身ですけ、次は選挙がありますけ、どうなるかわからん。だから、新しい議会の中で、もしこれがもう少し詳しい判決等で内容が出てくれば、工藤氏も何らかの動きが、考えがどうでしょうとおっしゃっていましたし、出てくるかもわかりません。だからこれが悪い前例としてこれに対処することは極めて大切だということで、今後どうするかということですよ。

これもまとめてやっていますけども、今後どうするかということになりましたら、責任問題い

うても、まだ結論まで、さっきの単独責任でおわびの意味でしますということで通用するような罪状では絶対ないということだけ申し上げて。

もう1点、政倫条例に政倫条例は、こんなことが起こったらいけんからあるんでしょ、違います。だから、こういうことが起こったということは、3年前に800万もらったのを、どこかの通帳に残っちゃったわけでもないと思うんです。資産報告書は毎年詳しく調べて、一気にいろんなことにクレームをつけながら調べていっていますので。ところが実際こういうのが起こった。どこが原因、日本一と言われるような政倫条例があるうちの町でこれが起こる。政倫条例やぶっただけや何もならない、町長のおっしゃるような心の部分がくさっとるんでしょ。

だから、そういう看板だけを持って、看板をかぶれるようにして、腐った部分を隠す、このために政倫条例があるんじゃない。もうやめたらどうでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 一概にやめたらどうですか、やめるわけにはいきません。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） 私は、今度の件で何にも役に立たんちゅうことがわかった。本当は町長これもうちょっとうまく使う方法あると思うんです。あつたと思うんです。使えんやつた理由もあるかもわかりませんが。私は町長、これをうまく利用することによって、もっと早期に対応策が出ていた、こうは思います。だけど役に立たん日本一の政倫条例なら、もう即刻やめるべきだ、こう申し上げて、この質問はもう終わります。はい、どうぞ。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 政倫条例が、築城町はどっちがつくったかわかりませんが、旧椎田町は議会提案でつくりましたんで、議員の皆さんが、そこんところはどのような判断をするかでございますので、私がつくった政倫条例は、椎田町では私がつくっていない、議員がつくった条例です。築城町はどうだったか、私は知りませんが。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） その件は、後でまた別の機会に議論すればいいと思います。次に移ります。

次に、庁舎の建設についてですが、これ庁舎については、いきさつがいろいろありました。ありましたが、結局建つことになりました。今現在、かなり工事も進行中であるということでございます。

ここで一つ、先ほども申し上げましたが、非常に心配な入札に関してです。こっちは条件つき一般競争入札で2社しかおらん、1社は話してんだ、実質は1社のことでしょう。この入札に関しても、プロポーザル方式という違う形とはいえ2社になる。この条件についても、プロポーザ



ルの条件が12月か3月の議会で随分議論されましたよね。極めて厳しい内容になっておるが、これに対応できるだけの企業があるか、こういう話随分されましたよね、当時。しかし、結果的には極めてこれに近いような形になっておるような危険性を感じるんです。そりゃそんなことはないとおっしゃるでしょうから、このことについては何も申し上げません。

ただ、住民の方は同じような目で見るとはならないかと私は思います。何らかの対策が必要ではないでしょうか、どうです。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） もう今、既に実行計画で実行中でございますんで、計画というか、これは工期内におさめてもらおうと、これしかないと思います。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） そういうの申し上げても、何ぼ言ってもきりがないことで、（ ）申し上げます。町長合併して12年の間に、合併町築上町としてやってこられました。合併したシンボルとなるような何かできたですか。町長、何かできたとお考えですか。合併して今までに、合併したんだ、これが新しい合併の象徴なんだというようなものが、何かありますか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） そういう今言われても、シンボルというシンボルちゃあ何ていうか、あこがれみたいなものですね。これが築上町としては、やっぱり私は総合計画の中で一歩ずつある程度理想となる町に近づいておるといふか、先ほど申した心と体の健康を求めた生活の場づくりと、これが少しずつではございますけれども進展をしておると、心の健康、体の健康ですね、これやっぱり求めていかなきゃいかんと、これをシンボルとしたいと。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） ハードの面でお答えいただいた、ごめんなさい、ソフトの面でお答えいただいた。非常に私は（ ）大事なことと思っています。しかし、現実には、ハードの面が進んだかどうかわからん。ソフトの面がどれだけ進んだかは、（ ）見えません。ハードで言いよった。椎田にコマーレあるから築城にソピアを建てた。築城中学を建てた、椎田中、こういうふう築城に一つ、椎田に一つという形で、合併の後のおたくがやってこられたような。

その中で、最後12年たって庁舎が、その立場になるべき建物と考えておったんですが、この場所に決まりました。これはあえて申し上げますが、大きな判断の誤りと私は思います。

旧築城町の人間にとっては、椎田町のこの場所、もとあった場所に建てることは、新しい築上町としてのシンボルにはなり得ないという感じを受けるんじゃないかという、心の中に。これは誤った判断だったんじゃないかならうかと思ひます、これはですよ。

だから、これが合併して、今後50年やっていくんでしようけども、この両町のわだかまりを

少なくする方向にいくような建物には、まだならんやったんじゃないかと思います。これについての対策も必要と思いますが、町長はそういうふうにお考えありませんか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には総合的な判断とか、いろんな形で現庁舎、ここに決まりました。そこで、まずはやっぱり防災に強い庁舎という、これをやっぱり今のこの庁舎では、いつ何時地震がきたら倒壊するかわからない。もし万が一のとき、そういう状態になったら、いわゆる中枢がなくなってしまう、これは熊本の宇城市やったですか、あそこで庁舎が壊れてしまったとか、いろんなところで、地震で庁舎をなくしたということで大変だったという話聞いておりますし、まずはやっぱり住民の安心・安全を守るためには、ちゃんとした庁舎を構える。

そしてやっぱり、利便性という、そういうのを考慮しながら庁舎をつくっていくだろうとこのように考えておりますので、これがシンボルという形で私は決して思っておりません。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） 町長はね、合併した町の町長という考え、余り思っておられん。あなた椎田町の町長。椎田町の町長が築城町を合併して、それでやりよる。今までの発言等でとれる、かなりしばしば目についてきました。

私いつか議会報の一番最後に書きましたけど、合併するのは古くなった中古のバイクが2台で合併して、一体となって1台の新車の車を買って前向きに進むのが築上町なんじゃないかと。こういう認識で合併を見ておったが、実際は十何年たって、実際は中古のバイクが古いリヤカーを引っ張って進みよるといようなことを書いた覚えがある。見た覚えあります。合併の今の姿そうです。

私は、この庁舎を機会に、新しい車に乗りかえて、新車で前向きに行ってもらえるというふうな気持ちでおったんですが、そうやなかった。バイクとリヤカーを押し、そういう形と私は。それで、新しく行きよる。これからの築上町はそういう進み方をしていくんだというふうに理解しています。だから、それはそれで町長の考え方で決定したことですから、私と考え違うの当たり前です。私はそう思う。

だから、それはそれでいいとして、もう1点だけ申し上げておきます。きのうの田原議員の質問の中で、築城の支所をどういう使い方の中で、町長人権センターとか社会福祉協議会をあっこに入れたがいいようなことをおっしゃっていましたよね、そうでしょ。その気持ちなんですよ。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） きんのうの田原議員の質問のとおり、集約できるものを集約して、そこに持っていくということで、社協の理解を得ておりますから、人権センターは町の施設でございますので、一応まとめた形で人権センターを、一応隣保館を持っていこうというふうな形で考えて

います。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） 具体的に、あんなのは法的な制約とかないんですか。すんなり持ってくるんですか。担当課長、誰かおるかな。例えば人権センターなり社会福祉協議会が、そのままそこに移った、何の問題もなく移れるんかな、誰か答えられんかな。町長は。

○議長（田村 兼光君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 福祉センターにしても同研センターにしても、補助金絡みで建てていきますよね。ただそれを利用をやめて、それで他に移るということになれば、その施設を廃止なり中断する形になりますが、やっぱり補助金の絡みで返還とかそういう形で防衛局なり県のほうに相談という形になって、すんなり右から左という形にいきませんが、諸条件はクリアしなければならぬということなんです。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） 2年後に建ち上がります。それまでに対応できます。今の対応、2年後に移れるような、事務的な処理をしていったときに、できるだけ期間が2年間ぐらいで対応できる内容ですか。

○議長（田村 兼光君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 条件的にそんなに難しくないあれだと思います。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） ということでありましたならば、新しい（ ）問題点はないかと申し上げておりますのは、さっき言った合併の後遺症、わだかまりが残るんじゃないかという心配をしていますので、その点の対処だけは（ ）ますということで私は（ ）。

○議長（田村 兼光君） これで、今定例会での一般質問は全て終わりました。

---

○議長（田村 兼光君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで散会します。御苦労さんでした。

午前11時45分散会

---